

事務連絡  
令和2年10月16日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く国公立大学法人事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

### 新型コロナウイルス感染症に係る啓発動画について

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大する中、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考えるための啓発動画について、文部科学省の監修のもと、補助事業により、公益財団法人日本学校保健会が作成しました。指導例やワークシートなど関連する教材等も作成しておりますので、本動画資料とあわせて、各学校において関連する指導に当たって積極的に活用いただくようお願いします。

これらの教材等については、専用ウェブサイトからダウンロードいただけますので、別紙を参照の上、各学校から直接お申込み下さい。

については、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれては、その設置する附属学校に対して周知されるようお願いいたします。

(啓発動画 URL)

※ 約3分程度のダイジェスト版です。

学校で活用いただく場合は別紙をご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00122.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html)

### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

電話・03-5253-4111（内線 2931）